

一般競争入札公告(設計・コンサルティング業務)

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和7年4月10日

独立行政法人国立女性教育会館

契約責任者 事務局長 磯山 武司

1 業務概要等

- (1) 業務名 国立女性教育会館本館受変電設備機器更新設計業務委託
- (2) 業務概要 国立女性教育会館本館棟地下1階電気室内の受変電設備機器の更新工事の設計を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年8月29日(金)まで
- (4) 本業務においては、競争参加資格確認申請書、資料及び入札書等の提出を紙で行う。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立女性教育会館事務取扱要領13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における令和7・8年度の設計・コンサルティング業務の一般競争参加者名簿において「建築設備関係設計・施工管理業務」の資格を有している者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 元請けとして完了・引き渡しした、次に掲げる実施設計業務を行った実績を有すること。
 - ・受変電設備の新設又は更新工事の設計業務
- (5) 次に掲げる基準を満たす配置予定技術者(管理技術者)を当該業務に配置できること。
 - ① 建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する設備設計一級建築士、建築設備士、又は建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する1級電気工事施工管理技士、若しくは電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定する第三種電気主任技術者
 - ② 元請けとして完了・引き渡ししが完了した、次に掲げる実施設計業務を行った実績を有する者。
 - ・受変電設備の新営又は改修工事の設計業務
- (6) 埼玉県又は近隣都県(東京都、神奈川県、千葉県、群馬県)に本店、支店、又は営業所が所在すること。
- (7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと又は契約責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
 - ① 資本関係
 - 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は

再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書の提出が可能であること。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地

独立行政法人国立女性教育会館 財務・企画課

電話番号 0493-62-6715

E-mail kaikei@ml.nwec.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年4月10日（木）から令和7年4月21日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

上記3（1）において交付、若しくは電子メールにて交付するため交付希望者は事前に上記3（1）へ連絡すること。

入札説明書の交付に当たっては無料とする。

(3) 競争参加資格確認申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和7年4月10日（木）から令和7年4月22日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の4月22日（火）は、15時00分まで。）。

上記3（1）に同じ。

持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期限必着）により提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札・開札日時：令和7年5月14日（水） 15時00分

入札・開札場所：〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地

独立行政法人国立女性教育会館本館管理棟2階会議室小

入札書提出方法：上記に持参し提出すること。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、契約責任者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共事業の前払金事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額、保険金額は請負代金額の100分の10以上とする。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他独立行政法人国立女性教育会館契約事務取扱要項第17条第1項、第2項各合に掲げる入札書は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額をもって落札価格とするので、入札者は自身が消費税課税業者であるか否かを問わず、積算金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、積算金額の110分の100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

競争参加資格のある旨確認された入札者のうち、独立行政法人国立女性教育会館契約事務取扱要項第18条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当会館が行う契約に係る情報の公表について、別紙参照のこと。

(7) 詳細は入札説明書による。

独立行政法人国立女性教育会館が行う契約に係る情報の公表について

平成23年6月

独立行政法人国立女性教育会館

独立行政法人国立女性教育会館が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当会館との関係に係る情報を当会館のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

1 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- (1) 当会館において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- (2) 当会館との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

2 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- (1) 当会館の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当会館OG、OB）の人数、職名及び当会館における最終職名
- (2) 当会館との間の取引高
- (3) 総売上高又は事業収入に占める当会館との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- (4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3 当方に提供していただく情報

- (1) 契約締結日時時点で在職している当会館OG、OBに係る情報（人数、現在の職名及び当会館における最終職名等）
- (2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当会館との間の取引高

4 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）